

大垣市こども未来条例の制定について

1 パブリック・コメントの実施結果について

- (1) 実施した政策等 大垣市こども未来条例（案）
- (2) 実施期間 令和6年12月16日（月）～令和7年1月15日（水）
- (3) 実施方法 「大垣市パブリック・コメント手続要綱」によるもの
- (4) 意見提出者数 51人
- (5) 意見提出件数 81件（提案・意見：47件、賛同：34件）

2 大垣市こども未来条例（案）に係る意見の概要等について

No.	意見の概要	市の考え方（対応）
1	前文にある、「未来を創る大切な宝」という表現は、大人の言いなりの大人像・市民像を子どもに押し付ける表現になるのではないかと危惧する。	修正を検討いたします。
2	子どもは、地域社会の一員であり、子どもも大人も等しく尊い存在である。条例前文の「宝」という言葉には違和感を感じる。	
3	第1条で、子どもは権利の主体であることを明記し、それを支えることが本条例の目的とされるべき。	修正を検討いたします。
4	「こども」（条例名、第5条）と「子ども」（第2条）の使い分けについて、「こども」はこども基本法によるものであると思われるが、「子ども」の定義とは異なるものである。 同条例案においては、対象が曖昧な「こども」ではなく、「18歳未満」との基準を示している「子ども」の利用が適切であると思われる。	「こども」と「子ども」に、明確な使い分けの定義は無く、それぞれの法令等の中で定義されるものと考えております。 本条例では、「こども未来条例」や「認定こども園」、こども家庭庁が使用する「こどもまんなか」の固有名詞として「こども」を使用し、これら以外は「子ども」を使用しています。

No.	意見の概要	市の考え方（対応）
5	第4条（子どもの権利）について、市民、子どもにわかり易い表現・分類が必要。ユニセフ協会は、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」の4つに分類している。他の自治体の例（名古屋市、豊田市など）を参考にされたい。	以前、ユニセフ協会では、子どもの権利条約に定められている権利を「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」の4つに分ける説明がされておりましたが、権利が4つしかないような誤解を招きかねないこと等の理由から、現在、この分類は使用されておられません。 本条例においても、こうした分類を行わないこととしております。
6	第4条第2号の考えてもらう権利の「もらう」は表現をわかり易くしたほうがよい。例えば、「子どもにとって最も良いことを一緒に考える権利」とする。	ご意見を参考に、わかり易い条文となるよう第4条各号の修正を検討いたします。
7	第4条第2号について、「最も良いことを考えてもらう権利」を「子どもにとって最も良いことを一緒に考える権利」とする。	
8	第4条第6号は、虐待児童の状況等を考慮し、「愛情や理解をもって育てられる人と生活する権利」とした方がよい。	
9	第4条第6号について、「親と引き離されない権利」は、施設で生活する子どもを考慮し、「愛情・理解をもって育てられる権利やいじめ・虐待・差別を受けない権利」とする。	
10	第4条第7～9号を合わせて、「自分の考えを持ち、及び表現・行動することができる権利」とする。	

No.	意見の概要	市の考え方（対応）
11	第4条9号は、「自分の考えを持ち、及び表現・行動することができる権利」の方が、子どもにもわかり易い。	ご意見を参考に、わかり易い条文となるよう第4条各号の修正を検討いたします。
12	第4条12号について、「あらゆる暴力及び虐待から守られ、保護される権利」を「虐待、体罰、いじめ等あらゆる暴力・犯罪から守られる権利」とする。	
13	第4条第12号の内容を「あらゆる立場や縁戚関係の人からの精神的身体的、性的暴力及び虐待から守られる権利」として、6号の前に明記していただきたい。	
14	第4条第17号について、「権利救済・回復を求める権利」とした方が、家庭、学校、地域などでの権利侵害も対象にできる。	
15	子どもの虐待やいじめ防止のため、オンブズマン機関や相談機関の位置付けも必要だと思います。	権利擁護機関や相談機関については、本市の人権擁護推進室で行う「人権よろず相談」や法務局が設置する「こどもの人権110番」等があり、必要に応じてこうした機関と連携し、対応してまいります。
16	条例と共に子どもの権利擁護機関を置き、権利侵害に関わる子どもや大人の相談機関や調査調整、普及・啓発も必要となる。	
17	第5条にある「こどもまんなか」の条例上の定義が不明である。	「こどもまんなか」は、こども家庭庁において「こどもや若者一人ひとりの意見を聴いて、その声を大切にして、こどもや若者にとって最もよいことは何かを考え、こどもに関する取組・政策を社会のまんなかに据える」とされております。

No.	意見の概要	市の考え方（対応）
18	子どもの権利の周知・啓発に関する市の責任が明記されるべき。	第 6 条第 5 項に「市は、児童の権利に関する条約に定める権利について、広報及び啓発を行うものとする」と規定しております。
19	第 6 条第 5 項を「大垣市では学校教育を通じて、法学者による講義を受け子どもの権利を学べるものとする」という形に変更を願いたい。	第 5 条に「市、保護者、地域住民等、園・学校等関係者は、お互いに連携及び協働を図り、子どもの権利を保障する」と規定しているほか、第 6 条第 5 項に「市は、児童の権利に関する条約に定める権利について、広報及び啓発を行うものとする」と規定し、市民全体への広報・啓発を規定しております。 また、現在、各学校では、児童生徒の発達段階に応じて「人権」に関する学習を計画的に実施しております。その中で、「子どもの権利条約」は中学 3 年生の社会で学習している他、「ひびきあい活動」を通じた実践的な人権教育を推進しております。 なお、ご意見につきましては、今後の施策等の参考にさせていただきます。
20	学校でも、子どもの権利について学べる時間を設け、普及啓発を願う。	
21	条例や子どもの権利条約の広報・啓発を市民や子どもの居場所で行うこと。学校教育で教員が子どもの権利を熟知実践し、授業で教えること。	
22	子ども条例をつくるという考えはとてもステキな事だと思います。もっとこの取り組みを市民や外部にも認知していけばいいなと思いました。全ての大垣市の子どもに意見などをきく場を設けたり、学校でも授業でとりいれたり、外部から講師を呼んで子どもも交えて話し合うなど、子どもたちとつくりあげていきたいです。	
23	子どもの権利条約について、ワークショップ等を開催し、権利条約を広く知って欲しい。	

No.	意見の概要	市の考え方（対応）
24	条例等詳しくはないので、子育てしながら違和感に思うことなどを述べる。 一人一人が尊重される条文を入れてほしい。挙手などでしか評価しない、学校のシステムに違和感を感じている。子どもによって、参加方法はそれぞれであり、先生からは「挙手ができるといいね」と言われるが、先生主体の評価であり、子ども主体ではない。	前文に、「子ども一人一人が夢と希望を持ち」と規定し、また、第 9 条に、「園・学校等関係者は、子どもの意見を尊重し、子どもと共に語り、考える機会を確保するよう努める」と規定しております。 なお、ご意見につきましては、今後の施策等の参考にさせていただきます。
25	学校がまず子どもの権利を大切にできる場となるよう、研修の機会を設けて、子どもたちが意見表明しやすいようになる事も必要。	
26	子どもの話を聞く時間、話し合う時間があってもよい。保育士配置基準を自治体独自に改善、小学校の少人数学級化、安心して通い学べる居場所づくり、困ったときに駆け込める相談窓口システム、安心して遊びに行ける児童館や公園の整備、文化に触れる権利など施策を条例でカバーできる内容になるとよい。	保育士配置基準や少人数学級等については、第 6 条に「子どもに係わる施策を総合的かつ計画的に推進する」と規定し、また、居場所については、第 13 条に「多様な居場所づくりに努める」と規定しております。 なお、ご意見につきましては、今後の施策等の参考にさせていただきます。
27	こども未来条例（子どもの権利）が制定されても、その後を追いつけていくことができなければと思う。この条例を見続ける組織を作ってほしい。	第 18 条に規定する「子ども・子育て未来会議」を通じて、子ども関連施策の推進や評価も進めてまいります。
28 ～ 61	条例（案）に賛同する。	—

3 その他

No.	意見の概要	市の考え方（対応）
62	子どもや保護者が困ったとき、傷ついたときに駆け込める 24 時間対応可能な相談窓口（電話やラインなど）を設けること。	24 時間の電話相談、LINE の相談については次の相談窓口等がございます。 ・児童相談所虐待対応ダイヤル TEL:189（24 時間対応）
63	気軽に悩み相談ができる匿名掲示板をオンライン上に作ってほしい。同じ悩みを持つ者同士がつながるきっかけになる。	・親子のための相談 LINE（平日 10 時～20 時） (https://kodomoshien.cfa.go.jp/no-gyakutai/oyako-line/) ・オンラインの相談については、既存の相談窓口 チャイルドラインぎふ (https://childline.or.jp/) 等もご活用いただけます。
64	子どもの権利条約を子どもや保護者に認識してもらうため、母子手帳や生徒手帳に記載して欲しい。	条例施行後は、子ども向けの条例パンフレット等を作成するほか、子どもの権利に関する講座や学習会などを検討し、周知・啓発に努めてまいります。
65	大垣市こども未来条例の子どもの権利を読みました。難しくてわかりませんでした。なごや子どもの権利条例を見ました。私でも分かりました。大垣市も小さな子どもでもわかるようにしてほしいです。作ってもみんなが知らないといけないと思います。なぜかと言うと、私は心が疲れたり、学校に行きたくないときは休みます。それはお母さんが子どもにも休む権利があるんだよと教えてくれたからです。	なお、ご意見につきましては、今後の施策等の参考にさせていただきます。

No.	意見の概要	市の考え方（対応）
66	こども未来条例案を読み、学校内でも子どもの権利が保障されることを望んでいます。話すのが苦手で、授業中の「全員挙手！」と言われたりすることが嫌だなと思っています。話さなくてもクラスにいることが楽しいし、授業も楽しいです。僕のようにみんなの前で話せない友達には学校に来ません。だからいろんな参加の仕方があってもいいと思っています。みんながそれを大切にできるルールができるといいなと思います。	条例施行後は、子ども向けの条例パンフレット等を作成するほか、子どもの権利に関する講座や学習会などを検討し、周知・啓発に努めてまいります。 なお、ご意見につきましては、今後の施策等の参考にさせていただきます。
67	学校の休憩時間にトイレに行けないから、最低でも7分にして欲しい。 中学生になって勉強が置いてけぼりになる可能性が高くて将来困るからしっかり教えて欲しい。	ご意見を関係部署と共有し、子どもたちが安心して学校に通えるよう、今後の施策等の参考にさせていただきます。
68	要支援の子どもが増加する中、子どもの声を聴くことは困難を極めるため、保育士の配置基準や小学校の学級人数の少人数化を独自に改善すること。	
69	子ども同士でいろんなことを考える場が欲しい。今回のパブリックコメントも学校で話し合ってみるなど、いろんな形で話し合いがあってもよかったのでは。知らない人が多すぎる。周知されていないように感じた。	今回の条例改正にあたり、子どもの権利に関して、子どもの意見交換会での議論や子どもや保護者へのアンケートを実施しております。 条例施行後は、子ども向けの条例パンフレット等を作成するほか、子どもの権利に関する講座や学習会などを検討し、周知・啓発に努めてまいります。

No.	意見の概要	市の考え方（対応）
70	給食費、教材費、修学旅行費の無償化。また、家庭で学習が難しい子どもに、学校等で17時までの居残り学習を可能にする、または宿題を完全になくす。長期休みの時も、学校で宿題をやったりさせて親の負担を減らして欲しい。 いじめ加害児童には別室で授業を受けさせ、被害児童がメンタル面で落ち着くまで同室にしない。加害児童を出席停止させる。被害児童が不登校になったりして、不利益を被るのをなくす。	ご意見を関係部署と共有し、今後の施策等の参考にさせていただきます。
71	学生が参加できるボランティア活動を増やす。社会に関わるきっかけになると思う。	ご意見につきましては、今後の施策等の参考にさせていただきます。
72	保育園・幼稚園・学校での舞台芸術鑑賞、又は演劇ワークショップを年に一度開催してほしい。多様性やコミュニケーション能力を高めるのに舞台芸術は有効な手段であると思う。	子どもの頃から文化・芸術に親しむ経験は、豊かな感性と表現力を育むと認識しておりますので、関係部署と共有し、今後の施策等の参考にさせていただきます。
73	子どもの心や表現力、コミュニケーション能力を育むため、文化芸術活動への参加の保証を位置付けてください。体験格差に繋がらないように園、学校での芸術鑑賞教室などできたらと思います。	

No.	意見の概要	市の考え方（対応）
74	学校が安心できる居場所であると共に学校に通えていない子どもたちの居場所も急務である。子どもたちが自分の足と意思で通える居場所は各校区に必要。	現在、こどもの居場所づくり懇談会等での議論を踏まえ、子どもの居場所づくりを行う団体を支援すると共に、児童館に限らず、既存施設を活用するなど、多様な居場所づくりに努めております。 ご意見につきましては、今後の施策等の参考にさせていただきます。
75	子どもが自由に行ける遊び場や居場所として、児童館の設置をお願いします。各地域の児童館を拠点として、児童厚生員を中心に、子どもたちの意見を出し合える子ども会議や子どもに係る地域のネットワークづくりや支援にいかせると、さまざまな子どもたちの参加の保障や体験、異年齢の集団づくり、遊びの広がりにもつながるものと思います。	
76	子どもが自分の足で行けるように各校下に児童館を作ってください。	
77	誰もがいつでも安心して遊びに行ける児童館的な施設や公園の整備をすること。	
78	静かで落ち着いた居場所も欲しい。騒がしいところが苦手な人や、学校や家以外で静かな場所を求める人もいると思う。	
79	子どもを見守る児童館職員を、まず南部子育て支援センターに設置され、順次、増やして行って欲しいと願います。	
80	学校でネットリテラシーの授業をもっと取り入れる。ネット上でのトラブルが多いため、ネットの正しい使い方を教えた方がいい。	インターネット等の正しい使用方法については、引き続き、児童生徒の発達段階に応じた情報モラル教育を実施してまいります。

No.	意見の概要	市の考え方（対応）
81	事情があり親と住めない子、親から離れた子もいる。子どもを支える大人も支えていただけるような取り組みを願う。	地域ぐるみで、共育での環境づくりに努めてまいります。